

「短期入所生活介護」重要事項説明書（2024年8月1日作成）

当事業所は介護保険の指定を受けています。（熊本県指定第4373201096号）

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス並びに介護予防短期入所サービス（以下）「短期入所サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所

- (1) 法人名 社会福祉法人姫戸ひかり会
- (2) 法人所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦2661番地
- (3) 電話番号 0969-58-2246
- (4) 代表者氏名 理事長 深谷 恵了

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所(熊本県指定 4373201096 号)
介護予防短期入所生活介護事業所

(2) 事業所の目的

短期入所サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 短期入所生活介護事業所ひかりの園（介護予防）
- (4) 施設の所在地 熊本県上天草市松島町今泉1004番地1
- (5) 電話番号 0969-56-1900
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 深谷 誠了

(7) 当事業所の運営方針

当法人は仏教の精神を大切にしております。ひかりの園の運営におきましても、常に「和を以て貴しとなす」とし、生かされていることを大切にしています。その仏教精神の下で私たちは、親鸞聖人が顕かにされた「人間の尊厳と平等のこころ」という言葉の中に説かれる意味を常に考え、またそれを大切にし、利用者の方々にとってその実現を支援してまいります。

- (8) 開設年月日 平成7年（1995年）9月1日

(9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

- (10) 利用定員 16人

(11)居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は2人部屋です。ご契約者の心身の状況等により、他の種類の居室への住居を希望される場合は、その旨をお申し出下さい。(但し、居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備	室数	備 考
2人部屋	8室	ベッド・洗面台・キャビネット・収納棚
合計	8室	
食堂	1室	大型テレビ・音響設備(カラオケ等)・磁気ループ
機能訓練室	1室	【主な設置機器】 平行棒・階段・プーリー・干渉波治療器・マイクロ波治療器・マッサージ器・肋木・ADL用介護機器・ベッド・その他
浴室	1室	個別浴槽等
医務室	1室	診察用具等

※上記は、厚労省が定める基準を満たした、短期入所事業所の施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。(居住費を除く)

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> (2024年8月1日現在)

- 1. 事業所長(管理者) 1名(兼務可)
- 2. 生活相談員 1名(兼務可)
- 3. 介護看護職員 22名以上(兼務可)
- 4. 機能訓練指導員 1名(兼務可)
- 5. 医師(嘱託医) 1名
- 6. 管理栄養士 1名(兼務可)
- 7. その他

※(職員の配置については、指定基準を遵守しています。入居者：介護・看護職員=3：1)

<主な職種の勤務体制> 2024年8月1日現在

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日・金曜日の午後
2. 介護職員	A1 7:00~16:00
	B2 8:00~17:30
	C1 12:00~21:00
	夜勤S 20:50~7:10
	R(パート) 7:30~15:30
	Q(パート) 9:00~17:00
	K(パート) 10:00~18:00
V(パート) 8:30~16:30	
3. 看護職員	E 8:00~17:30
	F 9:30~18:30
	D 7:30~16:30
	看護(パート) 9:30~16:00
4. 機能訓練指導員	8:30~17:30

4. 通常の事業・送迎の実施地域は、上天草市・天草市有明町の区域とします。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- ①利用料金が介護保険から給付される場合。
- ②利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

当施設が行う短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容は次のとおりです。

<サービスの概要>

①食 事（但し、食費は別途にいただきます。）

- ・ 栄養士（管理栄養士）による適切な栄養管理のもと、ご契約者の嗜好や心身状況に配慮したバラエティ豊かな食事を提供します。
- ・ 医師の指示に従って、必要な療養食を提供し、健康管理に努めます。
- ・ 食事はできるだけ離床して、リビングで食べていただけるように配慮します。
また、可能な限り経口で摂取できるよう努めます。
- ・ 食事の時間・メニュー・場所について、可能な限り利用者の希望に基づいて、選択できるよう最大限の配慮を行います。

（標準的な食事時間） 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～

②入 浴

- ・ 入浴又は清拭を、ご契約者の希望に応じて週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも個別浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ プライバシーを保護する環境を整えます。

③排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ プライバシーを保護する環境を整えます。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復または減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
3. 機能訓練体制加算	120 円						
4. 看護体制加算Ⅰ	40 円						
5. 看護体制加算Ⅱ	80 円						
6. 夜勤職員配置加算	150 円						
7. 合計	4,850 円	5,950 円	6,640 円	7,330 円	8,060 円	8,760 円	9,450 円
8-1. サービスに係る自己負担額（1割）	485 円	595 円	664 円	733 円	806 円	876 円	945 円
8-2. サービスに係る自己負担額（2割）	970 円	1,190 円	1,328 円	1,466 円	1,612 円	1,752 円	1,890 円
8-3. サービスに係る自己負担額（3割）	1,455 円	1,785 円	1,992 円	2,199 円	2,418 円	2,628 円	2,835 円
9. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記、介護保険給付対象サービスの合計金額×14%の料金をお支払いいただきます。						

（加算：1月あたり）

<介護給付サービス加算>

加算項目	内 容	自己負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する職員を60%以上配置した場合にお支払いいただきます。	22 円/日
機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に専従する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置した場合にお支払いいただきます。	12 円/日
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合にお支払いいただきます。	4 円/日
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を基準数以上配置し、協力医療機関との24時間の連携体制を確保している場合にお支払いいただきます。	8 円/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜勤を行う介護職員・看護職員を基準数以上配置し、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等ができる介護職員を配置している場合にお支払いいただきます。	15 円/日
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて必要と認められる場合に、居宅と施設との間の送迎を行います。	184 円/片道
通院等乗降介助	居宅が始点又は終点となる場合には、通所系・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行った場合にお支払いいただきます。	99 円/片道
療養食加算	状態に応じ、医師からの食事せんに基づき特別な食事が提供された場合に、1食を1回としてお支払いいただきます。	8 円/食
医療連携強化加算	看護職員の定期巡視の実施、協力医療機関や急変時の対応についての取決めをあらかじめ行い、一定の医療ニーズ（喀痰吸引、褥瘡治療、他）がある方に対してサービスを提供した場合にお支払いいただきます。	58 円/日

口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限りお支払いいただきます。		50円/回
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合にお支払いいただきます。	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り	64円/日
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が、ご契約者や家族の事情により緊急にサービス利用が必要と認めた方に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所サービスを緊急に行った場合、利用開始した日から7日間（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として所定の料金をいただきます。		90円/日
認知症・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症のため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当であると判断した者に対してサービスを行った場合は、利用開始した日から7日間を限度として所定の料金をいただきます。		200円/日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	令和6年6月1日より介護職員等の更なる賃金改善の効果を継続する観点より介護保険給付対象サービスの合計金額×14%の料金をお支払いいただきます。		介護保険給付対象サービスの合計金額×14%の1割

☆ 短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各ご契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合は介護報酬告示上の額とする。

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）又、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

居住費及び食費について（契約書第6条参照）

① 居住費・食費の利用者負担額について

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額の支払いをお願い致します。

<居住費> 1日あたり

ご契約者の負担段階	標準費用額	負担限度額 第1段階	負担限度額 第2段階	負担限度額 第3段階①	負担限度額 第3段階②
多床室利用の場合の自己負担額	915円	0円	430円	430円	430円

<食費> 1日あたり

（※食費については原則として一食ごとに分けて設定する。）

(※例：標準費用額の方 朝食 315 円・昼食 600 円・夕食 530 円)

ご契約者の負担段階	標準費用額	負担限度額 第 1 段階	負担限度額 第 2 段階	負担限度額 第 3 段階①	負担限度額 第 3 段階②
多床室利用の場合 の自己負担額	1,445 円/日	300 円/日	600 円/日	1,000 円/日	1,300 円/日

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 9 条参照)

前記 (1) (2) の料金・費用は、サービス終了時にご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 10 条参照)

- ・利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービスの実施中に、利用者の病状等に急変やその他、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに家族や主治医、市町村に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 事故発生の原因を明確にし、防止が可能なものにつきましては再発防止に努めます。

7. 苦情の受け付けにおいて（契約書第 25 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 職名：生活相談員

担当者：脇坂 裕樹

○電話番号 0969-56-1900

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30

又、担当者不在の場合は、介護老人福祉施設ひかりの園窓口にて受付し、担当者に連絡をとり迅速に対応します。

○苦情を処理するための体制・手順

1. 苦情は、①意見箱を利用して、②電話や窓口で直接、③書面を利用して等、いろいろな方法で申し出ることができます。
2. 苦情申し出先は、苦情受付担当者に限らず、ひかりの園職員であれば誰でも可能です。また、苦情受付担当者以外で受け付けた場合は、速やかに受付担当者に報告します。
3. 苦情受付担当者は、速やかに苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は、苦情対応委員会を招集します。
4. 苦情対応委員会は、苦情内容を確認の上、申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
5. 苦情対応責任者は、必要に応じて理事会・評議員会及び第三者委員（苦情解決委員会）に報告します。
6. 解決できない苦情は、関係機関に申し出ることができます。
7. 関係機関は、受け付けた苦情に対し、速やかに調査し解決に努めます。
8. 事業所（苦情解決責任者）は、関係機関の調査に協力し、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

上天草市松島庁舎 高齢者ふれあい課		所在地 上天草市松島町合津 7915-1 電話番号 28-3360 FAX 56-0747 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会		所在地 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号 096-214-1101 FAX 096-214-1105 受付時間 8:30～17:00
熊本県社会福祉協議会		所在地 熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号 電話番号 096-324-5454 受付時間 8:30～17:00
第三者委員	(社会福祉士) 松川あゆみ	住所 〒869-0523 宇城市松橋町竹崎 769 電話番号 090-7451-7079
	(地域代表) 山口洋一	住所 〒866-0101 上天草市姫戸町姫浦 2360 電話番号 0969-58-2034

○第三者評価 実施あり

年 月 日

短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 ひかりの園

説明者職名： _____ 氏 名： _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

契約者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印 _____

代理人（選任した場合）

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印 _____

<続 柄> _____